

「上方八ヶ国手限取計留」(一) : 江戸中後期の上方・大津代官に関する史料の紹介と分析

その他のタイトル	Kamigata Hachikakoku Tegiri Torihakarai Tome (1) : Transcription and Analysis of Historical Sources about Kamigata Daikan and Otsu Daikan in the Latter Half of the Edo Period
著者	小倉 宗
雑誌名	關西大學文學論集
巻	70
号	4
ページ	A115-A144
発行年	2021-03-18
URL	http://doi.org/10.32286/00023098

「上方八ヶ国手限取計留」(一)

——江戸中後期の上方・大津代官に関する史料の紹介と分析——

小 倉 宗

はじめに

江戸時代の政治体制(幕藩体制)においては、大名や旗本のような個別の領主が並び立ち、各自の所領(土地と住民)を支配する一方、將軍・幕府が全国を対象とした支配を行うことで、それらの所領を統合していた。ただし、將軍は、①個別領主たちをまとめる統一権力者(天下人)であるとともに、②他の領主と同様、自らも所領(幕領)を有する最大の個別領主(大名)であった。そのため、幕府の内部においては、①奉行が主に担当する全国支配と、②代官が主に担当する所領(幕領)支配という二つの側面がみられた。

また、江戸時代の上方は、山城・大和・近江・丹波の東部四カ国と摂津・河内・和泉・播磨の西部四カ国との八カ国を範囲とし、政治・経済・軍事上、関東とならぶ幕府の拠点地域であった。ここでは、京都・大坂・伏見・奈良・堺・大津といった直轄都市や広大な幕領が設定されるとともに、京都所司代や大坂城代、直轄都市を支配する奉行(以下、上方奉行)、幕領を支配する代官(以下、上方代官)など、多くの幕府役人が配置された。

さらに、上方では所領が錯綜するため、住民は所領をまたいで活動し、個別領主では解決できない問題がしばしば

「上方八ヶ国手限取計留」(一)

——江戸中後期の上方・大津代官に関する史料の紹介と分析——(小倉)

発生した。そこで、直轄都市を支配する奉行は、幕府による全国支配の一形態として、国を単位に、所領の区別を超えた広域的な支配（以下、広域支配）を行った。とりわけ享保七年（一七二二）以降には、京都町奉行が東部の四カ国、大坂町奉行が西部の四カ国を広域的に支配するとともに、奈良奉行が大和国、堺奉行が和泉国をそれぞれ範囲として各種の行政や裁判を担当した（なお、伏見奉行は国単位の広域支配を行わず、伏見の町とその周辺村々を直轄支配するのみであった。また、大津の町は幕府の直轄都市であるが、固有の奉行が置かれず、大津代官や京都町奉行によって支配された¹⁾）。このように、江戸時代の上方における支配の構造は、①幕府奉行の広域支配と、②幕府代官を含む個別領主の所領支配とによって二元的に構成される点に特徴があり、その関係性を追究することは、上方はもちろぬ、ひろく幕藩体制や幕府支配一般を理解することにつながる。

つぎに、上方の幕領をめぐる奉行と代官の関係については、①享保七年以前、京都町奉行が上方の幕領を管理する責任者であったため、八カ国の幕領を支配する代官は同奉行の指揮を受けたこと、②享保七年以降、勘定奉行の業務が財政や収益に関する勝手方と、裁判や行政に関する公事方との二つに区分されるとともに、同奉行が全国の幕領や代官を一元的に管理・指揮するようになり、上方の代官も同奉行の指揮下に編入されたこと、が指摘されている²⁾。

これに加えて、筆者は、享保期とならぶ大きな画期として安永・天明期（一七七二〜八九）の公事方に関する改革をとりあげ、上方奉行や勘定奉行との関係を中心に、江戸中後期における上方代官の幕領支配について検討し、享保期以降も上方代官が勘定奉行の指揮下に全面的に編入されるわけではなく、上方奉行と密接な関係をもつことにより、その幕領支配が上方の内部である程度完結したことを論じた³⁾。またその際に用いた主な史料は、上方の奉行や代官（とその配下の役人）が公事方に関する事項を中心に、今後の業務の参考となる事例（先例）をまとめたものである。そうした先例集のうち、これまでで紹介・分析された史料としては、天明六年（一七八六）ごろに大坂町奉行（所

の与力)が作成した「当地住御代官取捌」、文化二年(一八〇五)ごろに大坂代官(配下の役人)が作成した「浪花公的例」、文政一三年(一八三〇)ごろに五条代官(配下の役人)が作成した「奈良奉行所問合書」、天保一二年(一八四一)ごろに大坂代官(配下の役人)が作成した「大坂公事方問合伺留」などがある。⁴⁾以上の四点は貴重なものだが、これらと比べても質・量ともに優れた先例集であり、安永・天明期以降の上方における代官の支配を考えるうえで欠くことのできない重要史料として、本稿では「上方八ヶ国手限取計留」を紹介したい。

「上方八ヶ国手限取計留」は、天保四年ごろに大津代官(配下の役人)によって作成された公事方に関する一冊の先例集で、現在、京都大学大学院文学研究科図書館が所蔵する(配置場所・請求記号 国史/さ七/三四)。形状は堅帳、料紙は楮紙、法量はタテ二三・四センチ×ヨコ一六・二センチ。表と裏に丁子色の後補表紙を付した四つ目綴じで、紙数は後補表紙を除く本体部分が八二丁である。表紙の題簽(外題)と背には「上方八ヶ国手限取計留」、本体第一丁(共紙による後補前の表紙)の内題には「上方八ヶ国手限取計留 火付・盗賊・人殺・喧嘩・口論・変死・行倒・村送物 六冊之内巻」と記されており、この史料が本来六冊で構成される先例集の一冊目であったことが知られる。また、本文が始まる本体第三丁には「京都帝国大学図書之印」の蔵書印、「二八一九〇二 大正七・二・二五」の受入印、および「下間九鬼三郎寄贈本」の寄贈印が捺されている。複数人の手による整ったくずし字で墨書され、そのうえに合点や訂正・挿入、注記などが朱書(一部は墨書)で施されている。全体に小さな虫損がみられ、文字が判読できない箇所もある。

さらに、中身を見ると、大津代官をはじめとする上方代官が上方奉行や勘定奉行、他の上方代官などとやりとりした文書四三通が転写・収録されている。これらの文書が出された時期は、安永九年(一七八〇)―二月(天保四年(一八三三))九月の五〇年余にわたるが、必ずしも時間順に配列されていない。

「上方八ヶ国手限取計留」(一)

——江戸中後期の上方・大津代官に関する史料の紹介と分析——(小倉)

四三通のうち一番時期の早い安永九年一二月の文書は、勘定奉行から上方代官の連名に宛てられた、公事方を中心に、上方の幕領支配のあり方を全面的に整理・転換する法令（安永九年令）である。残る四二通は、安永九年令を契機や根拠として改革が行われたり、その後の運用で確認・形成されたりしたことからいう、今後の参考となる事例である。これらの文書のうち上方の代官全体に関わるものは、他の先例集にもしばしば収録されている。しかし、上方幕領の公事方に関する先例集のなかでも「上方八ヶ国手限取計留」は、転写が比較的正確で、内容が充実しており、史料的な価値が高い。他の先例集と比較・検討することにより、江戸中後期における上方代官の幕領支配について、その内容や特徴と改革の過程はいつそう明確になるだろう。加えて、この史料には、他の先例集にみられない、大津代官に固有の興味深い事例も含まれている。

江戸中後期の大津代官については、①大津代官が従来支配していた幕領・大津町・湖上（水）船のうち大津町が享保七年に京都町奉行へ移管されたこと、②大津代官と京都代官は、享保七年以後も他の上方代官と異なり、（役人としての）身分と年貢などの職務との両方について勘定奉行でなく京都町奉行の指揮を受けたが、同一九年以降には、裁判などの（公事方に関する）職務と身分とについて引き続き京都町奉行の指揮を受ける一方、年貢などの（勝手方に関する）職務は、他の上方代官と同様、勘定奉行の指揮を受けるようになったこと、③寛保三年（一七四三）に石原正顕が命じられて以来、石原氏が代々大津に居住して幕領の代官や湖上（水）船の奉行職を世襲し、明和九年（一七七二）からは再び大津町の支配を兼ねたこと、が明らかにされている。⁵石原氏（やその配下の役人）によって安永九年以降の事例がまとめられた「上方八ヶ国手限取計留」は、幕領代官・大津町支配・湖上（水）船奉行といった大津代官の多様な職務について新たな知見を提供してくれる素材であり、本稿（の続編）ではその点にも論及したい。

なお、紙幅の都合により、本稿「上方八ヶ国手限取計留（一）」では、「上方八ヶ国手限取計留」のうち前半部分

を翻刻・紹介する。今後、本稿の続編として、後半部分を翻刻するとともに、史料の概要、および上方代官や大津代官による支配の内容・特徴とその変化について解説・分析する予定である。

第一章 史料の紹介

《凡例》

一、漢字は原則として常用字体を用い、それにはないものは正字体を用いた。かなは現行の字体に改めた。ただし、次の異体字・俗字・合体字・かなは残した。

躰(体) 麤(粗) 俛(儘) 悴(悴) 曾(曾) 咄(嘩) 并(并)

合(より) 江(え) 而(て) 与(と) 者(は) 茂(も)

一、くりかえし記号について、漢字は「々」、平仮名は「ゝ、」、片仮名は「ゝ、」とした。

一、読解の便をはかるため、読点(、)や並列点(・)を施した。また、平出や欠字は一字あけた。

一、収録される文書には、掲載順に【1】のような通し番号を付した。

一、人名・役職・年など、筆者による注記は、本文の傍に()をもって示した。また、誤記や意味不明の部分には

正しい内容や(ママ)の傍注を付し、疑問が残る場合は(カ)を加えた。

一、朱書や表紙(外題・内題)は、「」でくくり、(朱書)(表紙)などの傍注を付した。

一、原本では、収録する各文書の冒頭に朱書による合点がみられるが、本稿では省略した。

「上方八ヶ国手限取計留」(一)

——江戸中後期の上方面・大津代官に関する史料の紹介と分析——(小倉)

一、原本では、見せ消ちの部分が見せ消ちの右側（ときに左側）に訂正した語句が記されるが、本稿では訂正後の語句を「」でくくって本文に組み込み、（訂正）の傍注を付した。

一、原本では、追加や補充のために挿入すべき語句がある場合、本文の右側（ときに左側）に朱書や墨書をもって語句が記され、それを挿入すべき箇所は朱書や墨書の丸印で示されるが、本稿では丸印を省略し、挿入すべき語句を「」でくくって本文に組み込み、（挿入）の傍注を付した。

一、割書は、その語句や文章を一行に改めてへでくくり、本文に組み込んだ。

一、虫損により判読不能の文字は、□をもって示した。

一、現在からみて人権を侵害すると解釈される表現が一部に含まれるが、歴史的・学術的史料として原文を尊重した。

一、人名や役職などは以下の文献によった。高柳光寿ほか編集顧問『新訂寛政重修諸家譜』続群書類従完成会、一九六四～六六年。「柳營日次記」（国立公文書館所蔵）。黒板勝美・国史大系編修会編『新訂増補国史大系 徳川実紀』

『同 続徳川実紀』吉川弘文館、一九八一～八二年。東京大学史料編纂所編『大日本近世史料 柳營補任』東京大学出版会、一九六三～七〇年。小川恭一編『寛政譜以降旗本家百科事典』東洋書林、一九九七～九八年。深井雅海監修・大滝敦士・高田紋子編『江戸幕府諸役人御用番名鑑』椋風舎、二〇一四年。村上直ほか編『徳川幕府全代官人名辞典』東京堂出版、二〇一五年。村上直・馬場憲一編『江戸幕府勘定所史料—会計便覧—』吉川弘文館、一九八六年。木村礎ほか編『藩史大事典 第四卷 中部編Ⅱ東海』同 第五卷 近畿編 雄山閣出版、一九八九年。「京都便覧」京都市編『京都の歴史10 年表・辞典』学芸書林、一九七六年。「便覧」『新修大津市史10 年表・便覧』大津市役所、一九八七年。京都市歴史資料館編『京都武鑑 上・下』京都市歴史資料館、二〇〇三・四年。「大坂

御役録」(大阪府立中之島図書館所蔵)。森杉夫「堺荘官旧事録」『堺研究』一七、一九八六年。

《翻刻》

(表紙・題簽・外題)

「上方八ヶ国手限取計留」

(扉・内題)

「上方八ヶ国手限取計留」

火付・盜賊・人殺・喧嘩・口論・六冊之内

変死・行倒・村送物 壹」

【1】

火付・盜賊・人殺・喧嘩・口論・変死・行倒

(朱書)

「上八」

(松平輝高、老中)

別紙之通松右京大夫殿江御届申上、伏見・京・大坂・奈良・堺奉行中江掛合、何れも承知二候間、右之趣二相心得取計、此外之儀者是迄之通ニ心得申合、区々不成様可被致候、以上

「上方八ヶ国手限取計留」(一)

——江戸中後期の上方・大津代官に関する史料の紹介と分析——(小倉)

〔宋書〕
「安永十丑年」

二月三日

松〔宋書〕伊豆守〔秀持、勝手方勘定奉行〕

山〔宋書〕信濃守〔良旺、公事方向〕

桑〔宋書〕伊予守〔盛貞、同〕

安〔宋書〕彈正少弼〔雅英、勝手方向〕

小堀數馬殿〔邦直、京都代官〕

石原清左衛門殿〔正範、大津代官〕

小林孫四郎殿〔政用、生野代官〕

青木楠五郎殿〔紀明、大坂鈴木町南側代官〕

万年七郎右衛門殿〔賴行、同鈴木町北側代官〕

大屋四郎兵衛殿〔正吉、同合町代官〕

角倉与一殿〔玄壽、京都河原町二条代官〕

〔宋書〕
〔2〕
〔上八〕

一、御料所村方〔宋書、訂正〕「〔宋書、訂正〕」他支配之御料并私領江掛り候諸出入者、訴訟方村方〔宋書、訂正〕奉行所江出訴可致候、私領出訴之出入
茂同様奉行所之取捌与存候

一、御料所村方二人殺・疵付・口論・其外都而違變有之、私領之もの仕業二候ハ、右私領之ものを相手取御料所村

方分出訴可致問、奉行所之取捌与存候

一、御料所村方之もの、他所「之もの」を殺し或者疵付、吟味可相願親類他所ニ有之、他所分出訴いたし候歟、無左

候ハ、御代官分出訴可致問、奉行所之取捌与存候

但、口論・其外之違変も同様之趣意也〔宋書・訂正〕御座候

一、御料所村内之人殺・疵付・口論・其外之違変ニ而他所之ものハ引合計ニ候ハ、地頭江掛合、一件御代官ニ而吟味為致可申候

一、御料所村方ニ而盜賊・火附等捕候ハ、他領之ものニ而も無宿ニ而も、たとひ他支配・私領等ニ引合者勿論、同類有之候共、御代官ニ而吟味為致可申候

一、右御代官ニ而吟味為致候引合ニ伏見〔宋書・挿入〕・京「都」・大坂・奈良・堺町方之もの加り候ハ、其所之奉行所江御代官分出訴可申候、一件奉行所之取捌与存候

是者、拙者共方ニ而之吟味ニ而者他之奉行所支配之ものも互ニ呼出候事御座候得共、御代官之役所江奉行直支配町方之もの呼出候ニ者有之間敷ニ付、前々々本文之通相心得罷在候、併御料所村方ニ出作地致所持候もの出作地江附候御年貢等之儀者、奉行直支配町方之ものニ而も其御代官ニ而為相糺可申候

一、御代官吟味難渋いたし、奉行所江差出之儀御代官分相伺候得者、たとへ一支配之ものニ而も是迄其度々其所之奉行江掛合、右奉行所江差出させ來候間、以來右類者拙者共江伺ニ不及、御代官分其所之奉行所江直ニ為差出可申候但、御預所も御代官所同様ニ御座候

右之外品替り候儀有之候ハ、其度々時宜ニ寄御掛合可申候、以上

子十二月〔安永九年〕

「上方八ヶ国手限取計留」(一)

——江戸中後期の上方面・大津代官に関する史料の紹介と分析——(小倉)

【3】

〔宋書〕
「上八」

〔松平輝高、老中〕

別紙之通松右京大夫殿江御届之上伏見・京・大坂・奈良・堺奉行所江掛合相濟候間、右之趣ニ相心得取計、此外之儀者是迄之通心得申合、区々不相成様可致旨御勘定奉行中〔町〕被申越候ニ付、別紙書付写相添、御届申上置候、以上

〔宋書〕
「安永十丑年」

丑二月

〔正範、大津代官〕
石原清左衛門

〔宋書〕
「右書取、別紙写相添、京・大坂東西奉行所江出役を以差出」
〔町〕
〔大津代官手代〕

【4】

〔宋書〕
「上八」

変死人取計方之儀ニ付伺書

御料所村々諸出入并人殺・火附・盜賊吟味等取計方之儀ニ付此度御書付を以被仰渡候付、変死人有之節取計方之儀、左ニ奉伺候

拙者御代官所并当分御預所江州村々縊死・水死・行倒・其外何ニよらず変死人有之候節、為見分手代差遣、一件吟味之上、他領之もの掛り合有之者勿論、拙者支配所内之もの計ニ而も、一件吟味書京都奉行所江差出候上死骸取片付申付来候、河州・撰州村々同様変死人有之節者、是又手代差遣、見分吟味之上拙者支配内之もの計ニ候得者、〔勘定奉行〕江戸表江相来候、他領掛り合者勿論、死骸取片付相願候親類之内耆人ニ而も他領之もの加り候得者、一件吟味書相添、大坂町

奉行所江一件之もの差出、同所ニ而直ニ村方江死骸取片付等之儀申渡有之候、右之通他領引合有之候而も吟味者拙者方ニ而仕候得共、伺書差出方区々相成有之候、然ル処此度取計方被仰渡候ヶ条之内、御料所村内之人殺・疵付・口論・其外違変ニ而他所之もの者引合計ニ候ハ、地頭江掛合、一件御代官ニ而吟味可仕旨之御書付ニ御座候得共「者」、(前正)右体之節者、一件吟味之止「趣」(前正)江戸表江申上候儀与相心得罷在候、左候得者、前書縊死・水死・行倒・其外何ニよらず変死人有之節、拙者支配所内之もの計者勿論、他支配・私領引合之もの等有之候共、一件吟味之趣「以来」(挿入)公事方御奉行所江申上候様可仕哉、此度被仰渡候御書付ヶ条之内右体^(符)柱体変死人有之節何方之儀無之ニ付、右之段奉伺候、以上

安永十丑年卅「三」月

(朱書・訂正)

石原清左衛門

(正範、大津代官)

(朱書)「山村信濃守殿御付紙」

書面、人殺・疵付・口論・変死人ニ不限、盜賊一件之内盜物質ニ置遣又者質ニ取候程之引合者、徃「仕」(訂正)来ニ不抱、他支配并私領之ものニ而も其筋江掛合呼出、遂吟味可被相伺候、右之内変死人之類、入念糺之上外ニ子細無之分者、不及何死骸取片付申付、其旨可被相届候、以上

(安永一〇年)
丑三月

【5】

(朱書)

「上八」

変死人取計方之儀ニ付伺書

「上方八ヶ国手限取計留」(一)

——江戸中後期の上方面・大津代官に関する史料の紹介と分析——(小倉)

御料所村々違変取計方之儀ニ付此度被仰渡候処、是迄変死人有之節、手代差遣、見分吟味之上京・大坂町奉行所江差出来候分、以来江戸御奉行所江可申上哉、此儀難相分、奉伺候処、変死人之類、入念糺之上外二子細無之分者、不及伺死骸取片付申付、其旨御届可申上候旨御附紙を以被仰渡、奉畏候、然ル処猶又変死人取計方之儀ニ付、左之趣奉伺候

一、縊死・行倒・其外何ニよらず及変死、外二子細無之候処、右変死人何方之ものニ候哉人主不相知候ハ、日数三日之間肆置、尋来候もの無之候ハ、土葬ニ取片付申付候上、猶又日数七日之間建札致置候様申付、其旨御届可申上候哉

但、右体人主不知もの者、大坂町奉行所ニ而者三日肆之上取片付被申付相濟、京都町奉行所ニ而者、其上ニ而七日之間建札致置候様被申渡来候付、右「之」例を以奉伺候

〔朱書〕
〔盛員、公事方勘定奉行〕
〔桑原伊予守殿御付紙〕

書面、変死人有之節、仮埋ニ致置、人相・年齢・着服・相果居候始末・月日等委細ニ認、村はつれ往還端杯ニ建札致、其旨被相届、六ヶ月見合尋来候もの無之候ハ、死骸其俣土葬ニいたし、建札取除候様可被申渡候

一、非人及変死、外二子細無之候ハ、死骸取捨申付、其上ニ而御届可申上哉

〔朱書〕
〔同断〕

書面、伺之通可被取計候

一、男女申合相果候もの、外二子細無之候ハ、死骸取捨申付、其旨御届可申上哉

但、双方或者老人存命ニ候ハ、御仕置之儀可奉伺候

〔朱書〕
〔同断〕

書面・但書共、伺之通被取計、尤為申中間敷旨申渡、其旨可被相届候

右之趣奉伺候、以上

天明元丑年四月

石原清左衛門
(正範、大津代官)

【6】

〔朱書〕
〔評定所留役江坂孫二郎の相渡候書取写〕
(正恭、勘定吟味役兼評定所留役組頭)

〔朱書〕
「上八」

上方八ヶ国御同役方江取計方之儀奉行衆の差図有之候付、大坂御三弁「人」の猶伺有之、石原清左衛門殿も伺有之、
(代官) (勘定) (朱書・訂正)
伺之文段二応し附紙出来候、相考候処、右付紙区之基二可成与存候、何れより之伺二候共付紙相添候ハ、八ヶ国御
同役方江御廻被成候様存候、尤公事方奉行衆江申達置、小堀数馬殿江も申遣候様右手代江拙者申渡候事
(邦直、京都代官) (江坂正恭、勘定吟味役兼評定所留役組頭)

〔朱書〕
「右二相添、大坂三分の廻ス」
(代官)

- 一、旧離願二付大坂表取計方書取
- 一、変死・行倒・盜賊引合ニ他支配・他領之もの加り候取計伺書写
- 一、旧離願之儀、〈京・大坂・奈良〉奉行江御掛合方伺書写

「」

「上方八ヶ国手限取計留」(一)

——江戸中後期の上方・大津代官に関する史料の紹介と分析——(小倉)

7

〇〇

〔代官〕
大坂表取計方、左之通二御座候

〔朱書〕
〔上八〕

上方八ヶ国取計方之儀、各様江御掛合之上拙者共江御勘定奉行〔大坂代官〕申渡候節、区々二不成様可致段申聞候、然ル処旧離願之儀是迄之仕來、左之通御座候

一、拙者共御代官所内之旧離願、撰河播村々二而も拙者共方二而承届、其段大坂町奉行衆江御届申達候

一、大坂三郷又者他支配・私領等之もの親類内二有之候得者、大坂町奉行所江為相願、於奉行所二聞濟之上拙者共方二而承届候

一、大和者、旧離請候もの并旧離願候もの拙者共御代官所内之もの共二而茂奈良奉行所江為相願、右於奉行所二聞濟之上拙者共方二而承届候

一、先達而堺奉行衆江青木楠五郎・万年七郎右衛門取計之儀及御掛合候節、旧離願之儀、銘々御代官所之もの与他所〔記明 大坂木町南關代官〕願行、同鈴木町北關代官

之もの旧離相願、旧離請候もの銘々御代官所之もの二候ハ、連印いたし候他所之親類者其支配或者領主・地頭江可相願旨申渡、御代官所村方之願承届可申筋二候、勿論他之もの連印無之、御代官所村方之もの二村役人加印いたし願候時、親類之糺可致筋二無之、旧離不致親類者其通之事二而、後而旧離願候ハ、其節其支配之役所二而承届可申筋二候旨、堺奉行衆江御勘定奉行申掛合之上楠五郎・七郎右衛門江申渡、右之通二相極り申候、猶又今般御勘定奉行江右兩人并大屋四郎兵衛ハ相伺候処、旧離・儀絶等者銘々之存寄次第二而、旧離不願親類可有之候得共可糺〔正巳、大坂谷町代官〕筋二者無之、一件打合糺之上可承届筋二も無之、旧離請候もの并旧離願候もの共拙者共御代官所内二候ハ、承届、

其旨可相届候、若他所之もの致連印差出候ハ、其領主・地頭江可相願旨可申渡筋ニ候間、其趣を以相伺候様申越候

右之外京都御取計方御書加、右奉行所江御掛合之上御勘定奉行衆江各様御伺被成可然旨、江坂孫三郎申聞候事(正恭、勘定吟味役兼評定所留役組頭)

【8】

〇〇

(朱書)「大坂三分分廻ス、変死・行倒・盜賊引合ニ他支配・他領之もの加り候取計方何書写」

(朱書)

「上八」

(大坂代官)私共并小堀数馬(那直、京都代官(正頼、大津代官)・石原清左衛門(政用、生野代官)・小林孫四郎(玄寿、京都河原町一条代官)・角倉与一御代官所・当分御預所村々諸出入・人殺・疵付・口論等之吟

味物取計方之儀、松右京大夫殿江御届之上伏見・京・大坂・奈良・堺奉行所江御掛合、何れも承知ニ候間、右之趣ニ

相心得取計、此外之儀者是迄之通相心得申合、区々ニ不成様可仕旨、右奉行所江御掛合之御書付写御添、御廻状を以被仰渡候趣承知、奉畏候、右御書付御ケ条之内、

一、右御代官ニ而吟味為致候引合ニ伏見・京都・大坂・奈良・堺町方之もの加り候ハ、其所之奉行所江御代官ノ可申達間、一件奉行所之取捌与存候

(勘定奉行)

是者、拙者共方ニ而之吟味ニ而者他之奉行所支配之ものも互ニ呼出候事ニ御座候得共、御代官之役所江奉行直支配町方之もの呼出候ニ者有之間敷ニ付、前々本文之通相心得罷在候、併御料所村方ニ出作地致所持候もの出作地江附候御年貢等之儀者、奉行直支配町方之ものニ而も其御代官ニ而為相糺可申候

「上方八ヶ国手限取計留」(一)

——江戸中後期の上方面・大津代官に関する史料の紹介と分析——(小倉)

右之通二付、京・大坂・奈良・堺町方之もの加り候ハ、其筋之奉行所江差出候様可仕候、然ル処私共御代官所内
二人殺・疵所「付」・口論(訂正)又者首縊・行倒人等有之、訴出候節者、手代差遣、於場「所」吟味之上全私共一支配内(朱書、挿入)

之儀者、私共手限二而取計、其品ニ寄江戸御奉行所江奉伺候、且他之御代官所・私領之もの加り候節者勿論、縦令(勘定)

引合ニ無之候共、一件之もの之親類・請人等有之、場所ニ罷出居候得者、一同口書申付、手代共見分吟味之趣手代
ニ書上為仕、私共添書いたし、其筋之奉行所江差出、於奉行所落着申渡有之候仕来之通取計候得共、以来者一件拘

り合候儀無之、町方親類・請人等有之候迄之儀ニ御座候ハ、於場所右町方之もの共江口書等申付候共、私共手限
ニ而取計、又者江戸御奉行所江相伺候様仕度奉存候

一、行倒相果候もの之儀、尋求候もの無之、何方之ものニ候哉不相知分、是又右同様取計、其筋之奉行所江差出候仕
来ニ候得共、以来者私共手限ニ而取計候様仕度奉存候

右之通奉伺候、尤伺之通被仰渡候ハ、猶又京・大坂・奈良・堺奉行江御掛合被成下候様仕度奉存候、以上

〔朱書〕
〔安永十年〕

丑二月

青木楠五郎(紀明、大坂鈴木町南側代官)

万年七郎右衛門(頼行、同鈴木町北側代官)

大屋四郎兵衛(正巳、同谷町代官)

〔朱書〕
〔山村信濃守殿御付紙〕

書面、御代官所内人殺・疵付・口論・首縊・行倒ニ不限、盜賊等有之、吟味之上盜物質ニ取又者質ニ置遣候もの程之
引合者、他支配・私領之ものニ而も是迄之仕来ニ不抱、以来其筋江掛合、銘々手限ニ而遂吟味、御仕置之儀可被相伺(上方奉行)

候、行倒相果候もの之主不相知分も同様可被相備「心得」候、勿論四ヶ所奉行江掛合候二者不及候、以上

丑三月
(安永〇年)

〔9〕

〔天明元丑年五月大坂三分江〕(代官) 数馬・当方・与一(小堀邦直、京都代官、大津代官、角倉玄壽、京都河原町二条代官) より及問合候答書

〔上八〕
(朱書)

御問合ニ付御挨拶

一、御支配所内旧離・儀絶之もの、各様ニ而御聞届之上高持・無高共江戸表江御届被成候哉、且無高二候得者、江戸表江者御届不被成、向々町奉行所江計御届被成候哉、又者高持・無高共都而町奉行所江御達、其上江戸江御届被成候儀ニも候哉之事
(大坂代官)
(勘定奉行)

〔答〕
(朱書)

此儀、高持・無高・同家人共旧離一通り之儀ニ候得者、拙者共役所ニ而聞届、撰河播者夫人届同様杓ヶ月限溜置、翌月初帳面仕立、大坂町奉行所江差出申候

但、月限溜置差出度旨右町奉行所江相達、聞濟有之候間、為御見合「右写」別紙差進候

和泉・大和者、拙者共役所ニ而聞濟候上、其旨其時々村方直ニ書付を以和泉者堺奉行、大和者奈良奉行江相届申候

但、泉州之分者、先達而楠五郎・七郎右衛門(音木紀明、大坂鈴本町南關代官、万年頼行、同鈴本町北關代官) 堺奉行江掛合、本文之通相極り、大和之分者、四郎兵衛(大塚正巳、同谷町代官) 別紙

「上方八ヶ国手限取計留」(一)

——江戸中後期の上方・大津代官に関する史料の紹介と分析——(小倉)

之通掛合、附紙之趣を以本文之通取計申候

右之通二付、高持・無高共旧離一通り之儀者江戸表江御届者差出不申候

但、高持百姓欠落いたし、永尋申付置候類、於先々如何様之儀可仕出哉難計故を以旧離・帳外等相願候分者、

最初江戸江欠落届・永尋伺等差出候儀二付、旧離も江戸江相届候積相心得罷在候

一、変死・其外吟味物、町奉行所支配之もの引合計二而子細も無之、一通り之御尋二而口書等御申付済候分者、是又江戸表江計り御届被成候哉、併町奉行所支配之ものも加り有之儀故、一通り町奉行所江御達之上江戸江御届被成候哉之事

〔朱書〕
〔答〕

此儀、町奉行所支配之もの引合有之、檢使先江参り合居候もの江者口書申付、其座限二而跡々吟味不掛分者、江戸表江相伺又者相届候積り二御座候、尤引合二而出合セ居候□口書申付候段町奉行所江相届候積二御座候

但、一件伺之上落着申渡之節、右町奉行所支配之もの呼出候程之儀者〔引合〕^(訂正)二候ハ、檢使之上一件町奉行

所江差出候積御座候、何れにも奉行所直支配之もの拙者共役所江者呼出不申候

右二付、拙者共町奉行所江差出候書付式通之写為御心得差進申候

一、掛り留役江問合候挨拶之趣書付写差進申候

右之通二御座候、以上

〔天明元年〕
丑閏五月 青木楠五郎

〔紀明、大坂鈴木町南側代官〕
〔兼行、同鈴木町北側代官〕
万年七郎右衛門

〔正巳、同谷町代官〕
大屋四郎兵衛

〔朱書〕
「右挨拶書ニ添〇」

一、旧離之儀ニ付大坂 町奉行土屋駿河守江問合書写（守直、東町奉行）

一、大坂市中他支配・他領ニ旧離願人・同請候もの有之節、御代官所ニ旧離願候親類有之節御代官所ニ而承届候哉之段、右同人被尋候答書写

一、旧離之儀ニ付奈良奉行松田相模守江問合書写（勝形）

一、万年七郎右衛門（頼行、大坂鈴木町北側代官）万年長十郎江問合書写（頼良、書院番）

一、手代検使先ニ四ヶ所町方之もの罷出居、其節限ニ而相済候儀者、口書申付、手限取計、右之もの江吟味掛候節者一件可差出段、京・大坂・奈良・堺奉行江差出候書取写

一、右同断、落着之節者如何取計候哉之段、大坂 町奉行土屋駿河守被尋候答書写

一、旧離之もの壹ヶ月分溜置相届候儀ニ付、右同人江差出候書取写

「」

【10】

〇
〔朱書〕
「天明元丑年四月〈万年七郎右衛門（頼行、大坂鈴木町北側代官）万年長十郎江（頼良、書院番）」

〔朱書〕
「上八」

（評定所）
掛留役江問合候挨拶之趣写

「上方八ヶ国手限取計留」(一)

——江戸中後期の上方面・大津代官に関する史料の紹介と分析——（小倉）

- 一、御年貢筋之外、奉行所直支配町方之もの御代官役所江呼出候儀者難相成旨之先達而被仰渡二候、然ル処手代檢使(上方)
二差遣候節、場所二出居候奉行所直支配町方之もの加り候而も、仕来二不抱御代官手限二而取計不苦候哉、此段相弁申度候事

〔答〕

(上方)
(朱書・挿入)

手代檢使先江奉行直「支」配町方之もの罷出候ハ、申口承り、口書取之候而可然候、或者行倒もの、親類杯二而其節限り二而相濟候ハ、其旨町奉行江御達、一件者御手限二而御吟味可被成候、又其もの江吟味掛り候節二候ハ、其趣を以町奉行江御引渡候方与存候

- 一、此度御附札之趣者、奉行所直支配町方之もの御代官役所江呼出候儀者無之、他之御代官所・御預所・私領之もの計之事与相心得罷在候、其通相違無之候哉之事

〔朱書〕
〔答〕

御書面之通二而相違無御座候

〔11〕

○
(朱書)
(代官)

〔大坂三分廻入、手代檢使先二大坂「訂正」四ヶ所」町方之もの罷出居、其節限二而相濟候儀ハ口書申付手限申付、右之もの江吟味掛候節者一件可差出段、京・大坂・奈良・堺奉行江書取写〕

〔宋書〕
「上八」

先達而申上置候、拙者共御代官所・当分御預所村々諸出入・人殺・疵付・口論等之吟味物取計方之儀、御勘定奉行ノ之申渡ケ条之内、引合ニ町方之もの加り候節之取計方難決儀有之、御勘定奉行江相伺候処、手代檢使ニ差遣候節、町方之もの場所江罷出候ハ、申口承り、口書申付、或者行倒もの之親類杯ニ而其節限ニ而相濟候事ニ候ハ、其旨御達申上、一件者拙者共手限ニ而吟味仕、其もの江吟味掛候筋有之候ハ、其趣を以一件御奉行所江差出候様可仕旨申越候ニ付、此段申上置候、以上

〔宋書〕
「天明元年」

丑五月

青木楠五郎
（紀明、大坂鈴木町南側代官）

万年七郎右衛門
（頼行、同鈴木町北側代官）

大屋四郎兵衛
（正巳、同谷町代官）

【12】

○

〔宋書〕（代官）
「大坂三分ノ廻ス、手代檢使先ニ町方之もの罷出居、其場所限ニ付（前正）」吟味不相掛儀者手限取計、落着之節者如何取計候哉之段、同町奉行土屋駿河守尋ニ付答書写（守直、大坂東町奉行）」

〔宋書〕
「上八」

先達而申上置候、拙者共御代官所・当分御預所村々諸出入・人殺・疵付・口論等之吟味物手限取計方之儀者、手代檢

「上方八ヶ国手限取計留」（一）

——江戸中後期の上方・大津代官に関する史料の紹介と分析——（小倉）

使二差遣候節、引合二町方之もの加り候而も其場所限二而相濟候引合之もの而已之事与思召候、然ル処右檢使之節、町方之もの江吟味不相掛候共引合有之、其場所二而口書書付候もの者、右吟味一件落着申渡候節如何取計候積相心得罷在候哉、檢使之上品二寄吟味二相成候節、町方之もの江吟味不相掛候共一件其御奉行所江差出候心得二御座候哉之旨、手代御呼出被仰聞候趣承知仕候、手代檢使二差遣候節其場所二出合セ居候もの者、御奉行所御直支配町方之もの二而も口書申付候仕来二御座候間、右出合セ居候二付口書申付候迄二而吟味掛り候引合二無之分ハ、一件手限二而落着申渡候積、右落着之節御奉行所御直支配町方之もの呼出候程之引合二候ハ、是又一件御奉行所江差出候積相心得罷在候、依之申上候、以上

〔天明元年〕

丑五月

青木楠五郎（紀明、大坂鈴木町南側代官）

万年七郎右衛門（賴行、同鈴木町北側代官）

大屋四郎兵衛（正三、同谷町代官）

【13】

〔小堀主税・角倉与一方二者牢屋無之二付此度被仰渡通之取計二不致、当方ハ右被仰渡通取計候儀二付、向々奉行所

江可達置哉之段、兩人分文通〕

〔朱書〕
〔上八〕

以切紙致啓上候、然者支配所村々旧離・儀絶之もの并違変二付町奉行所直支配之もの加り候節取計方、向々奉行所江

も可達置儀ニ可有之哉、又者其儀ニも及間敷哉、何れニも追而存寄可得貴意旨、貴様御方ニ而も御取調置、御存寄可被仰聞段、此間中数馬江被仰聞候趣此表ニ而も評儀いたし見候処、御承知之通拙者共御代官所附ニ者牢屋無之、此度被仰渡通之取計ニ成候得者差支候儀も有之ニ付伺濟、牢屋建候迄者都而是迄之通取計有之候様致度旨京・大坂・(伏見・)堺・奈良奉行中江も掛合候処、承知ニ付、猶其段御勘定所江も拙者共連名を以御届申置候、然ル処前書旧離・儀絶之もの并違変ニ付町奉行所直支配之もの加り候節取計方之儀計此節向々江達候而者入跨可申存候間、牢屋出来之上、弥此度被仰渡之通手限ニ而取計候様成候節、一件取計方向々奉行所江も達可申与存候、貴様御方ニ而者此度被仰渡之通此節今御取計之儀ニ候得者、此節御達も被成可被置哉、猶御考弁被成候様奉存候、右可得御意如斯御座候、以上

〔天明五丑年〕

閏五月廿一日

角倉与一(玄寿、京都河原町二条代官)

小堀数馬(邦直、京都代官)

石原清左衛門様(正範、大津代官)

〔右者、承知之旨及返書〕

【14】

〔青木楠五郎の廻ス、侍体之もの変死・行倒・其外所持之雑物取計方伺書写〕

〔上方八ヶ国手限取計留〕(一)

——江戸中後期の上方・大津代官に関する史料の紹介と分析——(小倉)

〔朱書〕
「上八」

私御代官所撰州西成郡川崎村地内二侍体之もの致流死罷在候段、当七月廿四日右村役人訴出、手代差遣、見分吟味為仕候上吟味書物相添、一件之もの共大坂町奉行所江差出候処、先達而右奉行所江差出置候御料所村々諸出入・變死・人殺・疵付・口論等之吟味物手限取計方伺御下知相濟候伺書北写之内、侍体之もの右等之儀有之候節当御奉行所江可差出与申ケ条無之上者、手限取計ニ可有之哉之旨ニ而小田切土佐守（直年、大坂東町奉行）一件被相返候、則右之儀、先達而伺落ニ相成候間、左ニ奉伺候

一、侍体之もの縊死・行倒・其外及變死、外ニ子細無之、右變死人何方之ものニ候哉不相知節者、死骸仮埋申付、建札仕置、六ヶ月見合尋來候もの無御座候ハ、死骸者其俣土葬ニ取片付申渡、其旨御届可申上候

一、右同断、出所相知候共大坂町奉行直支配町方之内住居不致分ハ、縦令主人持之ものニ候共子細無之候ハ、手限ニ而取計、先仮埋申付置、其筋江掛合、先方之存寄次第仮埋之俣葬候共、又者請取度旨申候ハ、死骸引渡遣、其旨御届可申上候、但、何そ子細有之候ハ、仮埋申付置可奉伺候

〔朱書〕
〔桑原伊予守殿御付紙〕

書面式ケ条、伺之通可被取計候

一、右同断、人殺・疵付・喧嘩・口論等いたし、当人出所不分明之分、并出所相知候共奉行所直支配町方之内ニ無之分者、他支配・私領之ものニ而も及掛合、手限吟味仕、御奉行所江可奉伺候哉

〔朱書〕
〔御付紙〕

書面、人殺・疵付・喧嘩・口論等いたし候当人申口之趣承札、其度々取計之儀可被相伺候

一、何ニよらず及變死、出所相知不申、右之もの雜物有之候節者、多少ニ寄取捨又者何程以上之儀者御取上御払之積

可奉伺候哉

(朱書)
「御付紙」

書面、雜物之儀、大小「武」器并金銀錢・其外重立候雜物者取上、御払之儀御勘定所江相伺可被申候、且龜末成雜物并四五百文位迄者、葬候寺院等江為取候様可被相心得候

右之趣、先達而伺御下知相濟候写相添、取計方奉伺候、以上

天明五卅「丑」(訂正)「巳」年八月

(紀明、大坂鈴木町南側代官)
青木楠五郎

(朱書)
「右伺濟、同年十一月同人分小堀・当方・大屋・角倉江廻状を以到来」

【15】

(朱書)
「盜賊引合ニ伏見・大坂・奈良・堺町方寺社・御代官所之内寺社加り候儀ニ付、大坂三御代官伺書」

(朱書)
「大三」

私共御代官所・当分御預所村々諸出入・人殺・疵付・口論等之吟味物取計方之儀、当春被仰渡候御ヶ条之内、

一、御料所村方ニ而盜賊・火付等召捕候ハ、他所之ものニ而も無宿ニ而も、縦他支配・私領等之引合ハ勿論、同類有之候共、御代官所ニ而吟味為致可申候

一、右御代官ニ而為致吟味候引合ニ伏見・京都・大坂・奈良・堺町方之もの加り候ハ、其所之奉行所江御代官分可申達間、一件奉行所之取捌与存候

「上方八ヶ国手限取計留」(一)

——江戸中後期の上方・大津代官に関する史料の紹介と分析——(小倉)

是者、拙者共方ニ而之吟味ニ而ハ他之奉行所支配之者も互ニ呼出候事ニ御座候得共、御代官之役所江奉行直支配町方之もの呼出候ニハ有之間敷ニ付、前々より本文之通相心得罷在候、併御料所村方ニ出作地所持いたし候もの出作地江附候御年貢等之儀ハ、奉行直支配町方之ものニ而も其御代官ニ而為相糺可申候

右之通有之候、然ル処寺社之儀ハ都而私共役所江呼出申、其筋之奉行所江差出候仕来ニ候得共、以来ハ伏見・大坂・奈良・堺町方ニ有之寺社ハ其筋之奉行所江差出、其外之寺社ハ、吟味引合ニ候ハ、銘々私共役所江呼出、吟味詰申上候様可仕候哉、又ハ吟味引合ニ候共寺社加り候分ハ、都而其筋之奉行所江一件不残差出候様可仕候哉、此節七郎右衛門御代官所村方ニ而召捕候盜賊、寺院江盜ニ入候付、右寺院相糺不申候而ハ盗いたし方難決御座候付、早速御下知被成下候様仕度奉存候、依之奉伺候、以上

〔天明元〕

丑十二月

青木楠五郎（紀明、大坂鈴木町南側代官）

万年七郎右衛門（備行、同鈴木町北側代官）

大屋四郎兵衛（正巳、同谷町代官）

〔朱書〕（盛貞、公事方勘定奉行）
〔桑原伊予守殿付紙〕

書面之寺社引合之吟味物、伏見・京・大坂・奈良・堺奉行町方ニ有之候寺社加り候ハ、其所之奉行所江差出、其外御料・私領在方之寺社加り、寺院・社人引合立ニ候ハ、（大坂代官）銘々役所ニ而吟味詰可被相伺候、寺院・社人ニ咎附候程ニ候ハ、奉行所江差出可被申候、以上

（天明二年）
寅正月

「手限取計方、京都町奉行所（紀明 大坂鈴木町南側代官）正巳、同谷町代官の大坂町奉行所江問合ニ付、大坂町奉行（大屋四郎兵衛江問合答書）青木楠五郎・大屋四郎兵衛江問合答書」

拙者共支配所村々手限取計方之儀、今般京都町奉行衆（安永一〇）御問合有之候由ニ而、右御書面之内御書拔御別紙被遣之候間、夫々取計方并拙者共心得之趣委細相認可申上旨御達之趣承知仕候、依之左ニ申上候

一、御代官所之分手限取計之儀、五ヶ年以前丑年御勘定奉行御掛合申上候以後御代官所附牢屋相建候、右番人并囚人取扱候もの者何れ（大屋正巳、大坂谷町代官）罷出候哉、且牢飯賄方并右賄人等如何取計候哉之旨

此儀、拙者共支配所附牢屋之儀者四郎兵衛御代官所撰州東成郡天王寺村地内ニ建置、番人者同村之内身元（徳）慎成もの吟味之上申付、苗字・帯刀差免、囚人取扱之儀者右番人より垣外之もの雇出為取扱、并昼夜下番も垣外ニ為致申候、且囚人賄方之儀者右番人ニ為取計申候

一、右同断、御代官所村々出火有之節者、札之上、家数拾軒以上之焼失者御勘定奉行江申達候哉、尤寺社出火之節者如何取計候哉之旨

此儀、御代官所村々出火有之節者、見分手代差遣、札之上、家数拾軒以上之焼失者御勘定奉行（符）江相届申候、尤寺社出火之節者、見分として手代差遣、見分之趣手代（符）申上候

一、右同断、御代官所村々之内寺社家ニ而変死等有之、村方（符）訴出候節、右見分遣方之儀如何取計候哉之旨

此儀、御代官所村々之内寺社家ニ而変死等之もの有之段村方（符）訴出候節者、為見分手代差遣、是又見分之趣手代（符）申上候

一、右同断、御代官所村々ニ捨子有之候節、右捨子寺社（朱書・挿入）「等」江掛り合有之候節（朱書・挿入）「ハ」如何取計候哉之旨

「上方八ヶ国手限取計留」(一)

——江戸中後期の上方・大津代官に関する史料の紹介と分析——(小倉)

此儀、御代官所村々寺社地内ニ捨子有之段村方々訴出候得者、拙者共役所與印いたし、村方之もの江訴書為持、
(天坂町)御奉行所江差出申候

一、右同断、御代官所三郷町続ニ而も他支配江不抱吟味筋ハ、御代官所ニ而吟味いたし、其筋ニ寄御城代江相伺、并
御勘定奉行江も申達候上取扱候哉之旨

此儀、御代官所村々三郷町続ニ而も他支配江不抱吟味ものハ、御城代江者相伺不申、御勘定奉行江伺之上取計申
候、尤他支配・私領江抱り候而も火附・盜賊等之類召捕候一件者、右同様取計申候

一、三郷町続ニ有之候御代官所繁花之土地抔江者兼而見分見廻り等差出候哉、自然差掛見聞捨ニも難相成儀有之候得
其「者」、時宜ニ寄如何取計候哉之旨(訂正)

此儀、三郷町続ニ有之候御代官所村々江兼而見分見廻り之もの差出申候、自然差掛見聞捨ニも難相成儀有之候得
者、其もの召捕、手限ニ而可濟儀者御勘定奉行江伺之上取計申候

一、三郷町続ニ有之候御代官所村々江者常々見廻り之もの差出候事ニ候哉之旨

此儀、前条ニ申上候

一、右同断、場所之内家作願・宗門帳差出候儀且諸願・諸届并他之掛合有「無」之公事出入等ハ、御代官所ニ而取計
有之候哉之旨(訂正)

此儀、三郷町続村々ニ而新家作願出候節、一通り相糺、三郷町家又者寺社等非「地」(朱書、訂正)「境」(訂正)ニ候得者、手代
(空白マヤ)差遣、家作地之分見分吟味為致、其段龜絵図相添、御掛合申上、御差支無之候得者、願之通申付候、且諸願・諸
届等「并」(訂正)他之掛合無之公事出入等者、拙者共手限ニ而取計申候

一、御代官所之百姓、御勘定所江御用有之差下シ候節如何取計候哉之旨

此儀、御代官所之百姓、御勘定所江御用有之差下候例無御座候

一、右同断、百姓共江戸表江致出訴候儀有之節、當時之御代官より御勘定奉行江添翰ニ而差出候処、右百姓共京・伏見・奈良・堺奉行所江願事有之候節者如何取計候哉之旨

此儀、御代官所之百姓共京都・伏見・奈良・堺奉行所江願事有之、罷出度段申出候得者、一通り札之上、御勘定所御添翰願書江拙者共役所奥印いたし、村方之もの江為持差出申候

一、同、重軽御仕置申付候もの有之節者、如何体之もの罷出、科人取扱候哉之旨
此儀、御仕置もの有之節者、御代官所村内之穢多共江申付、科人為取扱申候

右之通ニ御座候、依之申上候、以上

〔天明五〕

(朱書)

已十一月

青木楠五郎

(紀明、大坂鈴木町南側代官)

(正巳、同谷町代官)

大屋四郎兵衛

※【17】以下は「上方八ヶ国手限取計留」(二)に続く。

注

(一) 三浦周行「江戸時代の裁判制度」『法制史の研究』岩波書店、一九一九年。小早川欣吾「近世の裁判組織と審級及管轄に関する若干の考察(三・完)」『法学論叢』三三―四、一九三五年。平松義郎「近世刑事訴訟法の研究」創文社、一九六〇年。鎌田道隆「近世都市・京都」角川書店、一九七六年。同「京 花の田舎」柳原書店、一九七七年。藪田貫「近世大坂地域の史的研究」清文堂出版、二〇〇五年。村田路人「近世広域支配の研究」大阪大学出版会、一九九五年。同「近世畿内近国支配論」塙書房、二〇一九年。拙

「上方八ヶ国手限取計留」(一)

——江戸中後期の上方・大津代官に関する史料の紹介と分析——(小倉)

著「江戸幕府上方支配機構の研究」塙書房、二〇一一年。鎌田道隆「代官支配の変貌」林屋辰三郎ほか編『新修大津市史4 近世後期』大津市役所、一九八一年。渡邊忠司「近世大津支配体制の確立」同編著『大津代官所同心記録』清文堂出版、二〇一六年。村上直ほか編『徳川幕府全代官人名辞典』東京堂出版、二〇一五年。

(2) 前掲鎌田一九七七年著書。前掲村田二〇一九年著書。拙稿「幕府役人と享保期の改革」杉森哲也編『シリーズ三都 京都巻』東京大学出版会、二〇一九年。辻達也「享保改革の研究」創文社、一九六三年。大石慎三郎「享保改革の経済政策 増補版」御茶の水書房、一九六八年。村上直「江戸幕府直轄領の地域的分布について」村上編『近世社会の支配と村落』文献出版、一九九二年。大石学「享保改革の地域政策」吉川弘文館、一九九六年。同『近世日本の統治と改革』吉川弘文館、二〇一三年。

(3) 前掲拙著「江戸幕府上方支配機構の研究」。

(4) 「当地住御代官取捌」(大阪商業大学商業史博物館所蔵)は、拙稿「近世中期大坂代官の幕領支配―大坂町奉行・勘定奉行との関係を中心に―」(大阪商業大学商業史博物館紀要)五、二〇〇四年)、「浪花公的例」(京都大学附属図書館所蔵)は、拙稿「浪花公的例」(一)(二)―近世中後期の大坂代官に関する史料の紹介と分析―」(大阪大谷大学文化財研究)一二・一三、二〇一二・一三年)、「奈良奉行問合書」(中央大学中央図書館所蔵)は、本間修平「奈良奉行問合書」(法学新報)九六―七・八、一九九〇年)、「大坂公事方問合留」(大阪市立大学学術情報総合センター所蔵)は、安竹貴彦・上山卓也「大阪市立大学学術情報総合センター所蔵」大坂公事方問合留―大坂町奉行所関係文書―(二 其之壹)(二 其之貳)」(大阪市立大学 法学雑誌)四八―二・三、二〇〇一年)においてそれぞれ紹介・分析されている。

(5) 前掲鎌田一九七七年著書。前掲鎌田「代官支配の変貌」。前掲村田二〇一九年著書。前掲渡邊「近世大津支配体制の確立」。前掲拙著。前掲拙稿「幕府役人と享保期の改革」。前掲『徳川幕府全代官人名辞典』。

【付記】 本稿を作成するにあたり、史料の閲覧・掲載につきまして、京都大学大学院文学研究科日本史学専修の吉川真司先生・三宅正浩先生、および同研究科図書館のみなさまには、まことにお世話になりました。心よりお礼申し上げます。

なお、本研究は、JSPS科研費JP一九K〇一二五六、JP一七H〇二四四八、JP二〇K〇〇九六八の助成を受けたものです。また、本研究は、二〇二〇年度関西大学学術研究員として研究費を受け、その成果を公表するものです。